

弁護士法

第 10 回、X 号国会の 2001 年 12 月 25 日第 51 号/2001/QH10 議決により修正、追加された 1992 年ベトナム社会主義共和国の憲法を根拠とする。

本法律は、弁護士及び弁護士業務について規定する。

弁護士法第 65 号/2006/QH11 は、2012 年 11 月 20 日に法第 20 号/2012/QH13（「改正法」）によって改正され、2013 年 7 月 1 日に施行予定である。改正法第 1 条によって改正された箇所は、本文中に反映した上で脚注を付した。また、改正法第 1 条第 37 項に基づき、弁護士法第 65 号/2006/QH11 における「全国弁護士組織」を「ベトナム弁護士連合会」に、「弁護士業務管理」を「弁護士及び弁護士業務の管理」に、「弁護士職務倫理規定」を「ベトナム弁護士職務倫理規定」に、「無料法律扶助」を「法律扶助」に置き換えた。施行時期等を定める第 2 条については、末尾に掲載した。

第 1 章

総則

第 1 条 適用の範囲

本法律は、弁護士、弁護士営業組織及び弁護士の社会・職業組織に関する原則、条件、範囲、職業形態、基準、権利及び義務並びに弁護士業及び弁護士の管理、ベトナムにおける外国弁護士営業組織の業務の管理及び外国弁護士の管理について規定する。

第 2 条 弁護士

弁護士とは、本法律の規定に従った実務の基準及び条件を十分に備えた者であり、個人、機関・組織（以下「顧客」と総称する。）の要求に従い、法律サービスを提供する者をいう。

第 3 条 弁護士の社会的職能¹

弁護士の職業活動は、正義、公民の自由権及び民主権並びに個人・機関・組織の正当な権利及び利益を保護し、経済・社会の発展に貢献し、法治主義に基づく社会主義共和国を築き、公平かつ民主的な文明社会を築くことに貢献する。

第 4 条 弁護士の法的サービス

弁護士の提供する法的サービスは、訴訟への参加、法的助言、訴訟外の顧客の代理及びその他の法的サービスを含む。

第 5 条 弁護士業務の原則

1. 憲法及び法律の遵守。
2. ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守。
3. 独立、誠実及び客観的事実の尊重。
4. 顧客の最善の権利及び正当な利益を保護するために正当な手段を用いること。
5. 弁護士業務活動について法律上の責任を負うこと。

第 6 条 弁護士及び弁護士業務の管理原則²

1. 弁護士及び弁護士業務の管理は、国家管理と、弁護士の社会・職業組織及び弁護士営業組織の自主管理制度の連携の原

則による。

2. 弁護士の社会・職業組織及び弁護士営業組織は、本法律、ベトナム弁護士連合会（VBF）の定款及びベトナム弁護士職務倫理規定に基づき、それぞれに所属する弁護士及び弁護士業務を管理するものとする。

国家は、本法律に従って、弁護士と弁護士業務の統一的な管理を行うものとする。

第 7 条 弁護士の社会・職業組織

弁護士の社会・職業組織は、弁護士の権利と正当な利益を代表・保護し、専門的な職業弁護士を養成し、法律、ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守を監督し、本法律の規定に基づき弁護士及び弁護士業務の管理を実施するために設立される。

弁護士の社会・職業組織は、省及び中央直轄都市の弁護士会及びベトナム弁護士連合会である。

第 8 条 【無料法律扶助活動の奨励】削除³

第 9 条 禁止される行為⁴

1. 弁護士は、以下の行為をしてはならない。
 - a) 同一の刑事事件、民事事件、行政事件、民事案件又は法律に定めるその他の案件において利益が相反する顧客に対する法律サービスの提供（以下、「本案件」と総称する。）
 - b) 資料、偽造証拠物、間違っただけの事実を故意に提供する、又は提供するよう顧客に対して助言すること。被暫定留置者、被疑者、被告人に間違っただけの事実を供述させること。法律に違反する不服申立て、告発、告訴を顧客にさせること。
 - c) 職務上知り得た事件、業務、顧客に関する情報を漏洩すること（但し、書面による顧客の同意を得た場合又は法律に別段の定めがある場合を除く。）
 - d) 顧客に対する恐喝又は詐欺行為。
 - d) 法律サービス契約において顧客と同意した報酬及び費用以外の現金又は何らかの利益を顧客から收受すること、若しくは顧客に対して要求すること。
 - e) （問題）解決業務において、法律の規定に違反すること

¹ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

² 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

³ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

⁴ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

を行うために、訴訟遂行者、訴訟参加者、幹部、公務員、その他の職員との密通し、関係を持つこと。

- g) 弁護士業務又は弁護士資格を悪用して国家安寧、社会秩序及び安全に悪影響を及ぼすこと、又は国家の利益、公共の利益、合法的な機関・組織・個人の利益を侵害すること。
 - h) 法律の規定に基づき法律扶助の対象となる顧客の法的扶助を行う際に、金銭、利益を受取ること、又は要求すること。法律扶助機関、訴訟執行機関の要求に基づいて引き受けた事件を拒否すること。但し、やむを得ない場合、又は法律の規則に従う場合はこの限りではない。
 - i) 訴訟参加過程において、個人・機関・組織を中傷する発言、行為を行うこと。
 - k) 訴訟執行機関及び他の国家機関の活動を遅延させる、延長させる、問題を生じさせる、又は阻害する行為を行う、若しくは顧客に行わせること。
2. 機関・組織・個人は、弁護士の職務を妨げる行為をしてはならない。

第二章

弁護士

第10条 弁護士の基準

祖国に忠実なベトナム国民で、憲法及び法律を遵守し、良好な道徳性質を有し、法学士資格を取得し、弁護士専門業務の研修を受け、弁護士実務の研修期間を終了し、弁護士業務を行うために十分な健康状態にある者は、弁護士になることができる。

第11条 弁護士業務を行う条件

第10条に規定された基準を十分に満たす者が、弁護士業務を行おうとする場合は、弁護士免許を取得し、かつ弁護士会に入会しなければならない。

第12条 弁護士業務の研修⁵

1. 法学士の保有者は、弁護士業務研修施設において、弁護士業務の研修に参加することができる。
2. 弁護士業務研修期間は12カ月とする。
弁護士業務研修プログラムを終了した者は、弁護士業務研修施設から弁護士業務研修の卒業証書を交付される。
3. 政府は、弁護士業務研修施設について定める。
4. 司法省大臣は、弁護士業務研修の枠組みのプログラム、及び外国における弁護士業務研修の承認について定める。

第13条 弁護士業務研修の免除を受ける者

1. 裁判官、検察官又は捜査官であった者。
2. 法律専門の教授、助教授又は法学博士。
3. 裁判所の上級審査官、検察院の上級検察官であった者。法律分野の上級専門官、上級研究官、上級講師であった者。
4. 裁判所の正式審査官、検察院の正式検察官であった者。法律分野の正式専門官、正式研究官、正式講師であった者。

第14条 弁護士業務の実務修習⁶

1. 弁護士業務研修の卒業証書保有者及び本法律の第16条第2項に定める者は、弁護士営業組織で実務修習を行うことができる。
弁護士の実務修習期間は12カ月とする。但し、本法律の第

16条第2項及び第3項に定める場合はこの限りでない。弁護士の実務修習期間は、弁護士会の登録日から計算される。弁護士営業組織は、弁護士実務修習生の指導弁護士を指名する。指導弁護士は、3年以上の弁護士業務経験があり、本法律の第85条第1項に基づく処罰を受けていないことを条件とする。1人の弁護士は、同時に3人を超える弁護士実務修習生を指導してはならない。

2. 弁護士実務修習生は、修習先の弁護士組織の本店が所在する地域の弁護士会に実務修習の登録を行う。弁護士会は、弁護士実務修習生の証明書を交付する。
弁護士会は、弁護士業務の実務修習を監督する責任を負う。
3. 弁護士実務修習生は、指導弁護士の業務上の活動を補助することができるが、公判における代理、弁護、顧客の合法的な権利及び利益の保護、又は法律助言文書の署名をしてはならない。
弁護士実務修習生は、被暫定留置人、被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事被告、刑事事件関係の権利、義務を有する者、民事事件、行政事件における原告、被告及び他の各当事者の合意を得ることを条件として、指導弁護士に同行することができる。弁護士実務修習生は、指導弁護士による事件記録及び書類の検討、事件関係の資料、物、事実関係の収集及び他の業務上の活動を補助する。弁護士実務修習生は、顧客の合意を得ることを条件として、法的な助言、訴訟外の代理、指導弁護士が指示した他の法的なサービスを実施する。
指導弁護士は、本条項に定める弁護士実務修習生の活動について監督し、責任を負う。
4. 司法省大臣は、弁護士業務の実務修習の詳細を定める。

第15条 弁護士実務修習結果の評価試験⁷

1. 実務修習結果の評価試験を受験する者は、本法律の第14条第1項に定める修習期間を終了した実務修習生である。弁護士会理事会は、弁護士実務修習結果の評価試験を受験する条件を充足する者のリストを検討及び作成し、ベトナム弁護士連合会に対して送付する。
本法律の第16条第1項に定める弁護士実務修習を免除される者は、弁護士実務修習結果の評価試験を受験する必要はない。
2. ベトナム弁護士連合会は、弁護士実務修習結果の評価試験を開催する。
弁護士実務修習結果の評価試験は、弁護士実務修習結果の評価試験の委員会によって実施される。委員会は、ベトナム弁護士連合会の会長又は副会長が委員長に就任するものとし、一部の弁護士会の理事会の代表者及び会員である弁護士の数名で構成される。ベトナム弁護士連合会の会長は、委員会の構成員を決定する。
弁護士実務修習結果の評価試験に合格した者は、試験委員会によって弁護士実務修習結果の評価試験証明書を交付される。
3. 司法省は、弁護士実務修習結果の評価試験の開催を指導し、監督する責任を負う。

第16条 弁護士実務修習期間が減免される者⁸

1. 裁判官、検察官、上級捜査官、中級捜査官、法律専門の教授、助教授、法学博士、裁判所の上級審査官、検察院の上級審査官、法律分野の上級専門官、上級研究官、上級講師であった者は、弁護士実務修習を免除される。
2. 初級捜査官、裁判所の正式審査官、検察院の正式審査官、

⁵ 法第20号/2012/QH13により改正。

⁶ 法第20号/2012/QH13により改正。

⁷ 法第20号/2012/QH13により改正。

⁸ 法第20号/2012/QH13により改正。

- 法律分野の正式専門官、正式研究員、正式講師であった者は、弁護士実務修習期間の3分の2を免除される。
- 法律分野における専門官、研究員、教員として10年以上の職務経験を有する者は、弁護士実務修習期間の半分を免除される。

第17条 弁護士免許の発行⁹

- 弁護士実務修習結果の評価試験に合格した者は、地方弁護士会理事会に対して、弁護士免許交付の申請書類を提出する。
申請書類は以下のものを含む。
 - 司法省の定める様式に基づく弁護士免許交付申請書
 - 犯罪歴証明書
 - 健康診断書
 - 法学士号又は法学修士号の写し
 - 弁護士実務修習結果の評価試験の証明書の写し弁護士会理事会は、適切かつ十分な申請書類を受領した日から7営業日以内に、司法局に対して、本法律に従って弁護士免許交付申請者が弁護士となる規準を充足していることの確認書を申請書類に添付する形で転送しなければならない。
- 弁護士実務修習を免除された者は、居住している地域の司法局に対して、弁護士免許申請書類を送付する。
申請書類は以下のものを含む。
 - 本条第1項a号、b号及びc号
 - 本条第1項d号に定める書類。但し、法律専門の教授、助教授、法学博士はこの限りでない。
 - 本法律の第16条第1項に従って弁護士実務修習を免除される者の証明書類の写し。
- 司法局は、適切かつ十分な申請書類を受領してから7営業日以内に書類を審査し、必要に応じて書類の適法性を確認し、司法省に対して弁護士免許交付申請書類に申請文書に添付し、送付しなければならない。
司法省大臣は、適切かつ十分な書類を受領してから20日以内に、弁護士免許の交付を決定する。これを拒否する場合は、弁護士免許申請者及び弁護士免許交付申請書類を送付した司法局に対して、理由を明記した文書で通知しなければならない。
弁護士免許交付を拒否された者は、法律に従って不服申立て、異議申立てをすることができる。
- 以下に該当する者に対しては、弁護士免許は交付されない。
 - 本法律の第10条に定める弁護士の基準を満たさない。
 - 現職の政府機関の幹部、公務員、職員。現職の人民軍管轄の機関又は部隊の士官、専門軍人、国防職員。現職の人民公安管轄の機関又は部隊の士官、下士官、職員。
 - ベトナムに居住していない。
 - 現に刑事責任を追及されている。有罪判決を受けたが、過失犯罪又は重大ではない故意犯罪の前科が抹消されない。前科が抹消された場合を含む故意による重大な犯罪、故意による極めて重大な犯罪、故意による特に重大な犯罪の判決を受けた。
 - 現に麻薬中毒治療の強制収容施設、強制的な教育施設に収容される行政処分を適用されている。
 - 民事行為能力を失うか、民事行為能力が制限されている。
 - 本項b号に定める職業に就いていた者が懲戒解雇された場合で、懲戒解雇から3年が経過していない。

第18条 弁護士免許の回収¹⁰

- 弁護士免許を交付された者は、以下の一つに該当する場合、弁護士免許を回収される。
 - 本法律の第10条に定める弁護士の基準を満たさない。
 - 政府機関の職員、公務員、幹部に採用又は任命された。人民軍管轄の機関又は部隊の士官、専門軍人、国防職員に採用又は任命された。人民公安管轄の機関又は部隊の士官、下士官、職員に採用又は任命された。
 - ベトナムに居住していない。
 - 弁護士免許の交付を受けた日から2年以内に弁護士会に入会しなかった。
 - 弁護士会に入会した日から3年以内に、弁護士営業組織を設立又は設立に参加しない、労働契約に基づいて業務を行わない、又は個人資格で営業登録をしない。
 - 自己の意思に基づいて弁護士業を辞めた。
 - 弁護士会の弁護士名簿から除名処分を受けた。
 - 行政上の期限付きの弁護士免許の没収処分を受けた。麻薬中毒治療の強制収容施設、強制的な教育施設に収容される行政処分を適用された。
 - 法的効力のある刑事有罪判決を受けた。
 - 民事行為能力を喪失又は制限された。
- 司法省大臣は、弁護士免許を回収する権限を有するものとし、弁護士免許の回収手続を定める。司法省大臣は、弁護士免許の回収を決定する場合、弁護士カードを回収するためにベトナム弁護士連合会に対して通知するものとする。

第19条 弁護士免許の再発行¹¹

- 本法律の第8条第1項a号、b号、c号、e号及びk号に定める弁護士免許を回収された者は、本法律に定める弁護士の基準を満たし、かつ回収の理由がなくなった場合には、弁護士免許の再発行の審査を受けることができる。
- 本法律の第18条第1項d号、d号に定める弁護士免許を回収された者が、弁護士免許の再発行を要請した場合、再発行の審査を受けることができる。
- 本法律の第18条第1項g号、h号及びi号に定める弁護士免許を回収された者は、本法律の第10条に定める基準を充足し、かつ以下の内容の一つに該当する場合は、弁護士免許の再発行の審査を受けることができる。
 - 弁護士会の弁護士名簿から除名処分を受けたため、弁護士免許回収を決定された日から3年間が経過した。
 - 弁護士免許の回収期限が切れたか、麻薬中毒治療施設、教育施設に強制収容させる行政処分を適用される決定の実施が終了した。
 - 本条4項に定める場合以外で、前科を抹消された。
- 弁護士免許は、故意による重大な犯罪、故意による極めて重大な犯罪、故意による特に重大な犯罪について有罪判決を受けたことを理由として弁護士免許を回収された者に対しては再発行できない。
- 弁護士免許の再発行手続は、本法律の第17条に基づいて実施される。

第20条 弁護士会の入会¹²

- 弁護士業務を実施するために、弁護士免許保有者は一つの弁護士会を選定し入会する権利を有する。
弁護士会に入会した者は、弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行い、機関・組織との労働契約に基づいて個人資格で業務を行い、又は本法律に基づいて弁護士会本部が所在する地域に弁護士営業組織を設立又は設立に参加する。

⁹ 法第20号/2012/QH13により改正。

¹⁰ 法第20号/2012/QH13により改正。

¹¹ 法第20号/2012/QH13により改正。

¹² 法第20号/2012/QH13により改正。

2. 弁護士免許保有者は、弁護士会理事会に対して弁護士会入会申請書類を送付する。弁護士会入会申請書類は以下のものを含む。
 - a) ベトナム弁護士連合会が発行した弁護士会入会申請書
 - b) 犯罪歴証明書（弁護士免許を発行された日から6ヶ月を超えた後に弁護士会入会申請書類を提出する場合）
 - c) 弁護士免許の写し
3. 弁護士会理事会は、弁護士会入会申請書類を受領した日から7営業日以内に審査を行い、弁護士会入会に関する決定をする。弁護士会入会申請者が本法律の第17条第4項に該当する場合、弁護士会理事会は入会を拒否し、書面で理由を通知する。拒否された者は、本法律の第87条に従って不服申し立てをする権利を有する。
4. 弁護士会理事会は、弁護士会入会決定日から7営業日以内に、弁護士会入会者に対する弁護士カードの発行を要請する文書をベトナム弁護士連合会に対して送付する責任を負う。弁護士会からかかる要請文書を受領した日から20日以内に弁護士カードを発行しなければならない。弁護士カードは無期限であり、弁護士会を移動する時または紛失・破損した場合には更新できる。
5. 弁護士は、弁護士カードが発行されてから3年以内に弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行わない場合、機関・組織との労働契約に基づいて個人資格で業務を行わない場合、弁護士会が所在する地域において弁護士営業組織を設立又は設立に参加しない場合、または弁護士カードを発行されてから5年間継続して業務を行わない場合、弁護士会理事会は、かかる弁護士を弁護士名簿から除名し、弁護士連合会に対して弁護士カードの回収を要請する。
6. 弁護士会を移動する弁護士は、構成員となっている弁護士会理事会に対して弁護士会の弁護士名簿からの除名申請書を提出しなければならない。弁護士会理事会は、申請書を受領した日から5営業日以内に弁護士会の弁護士名簿から除名を求める弁護士に対して除名を決定するとともに、弁護士会の紹介状にその弁護士の書類を添付して、入会予定の弁護士会に送付する。弁護士会入会手続及び弁護士カード更新手続は、本条第3項及び第4項に従って実施される。弁護士カードの更新を待っている間、弁護士は元の弁護士カードを使用し、業務を行うことができる。弁護士カードが更新された場合には元のカードを返却しなければならない。

第21条 弁護士の権利・義務¹³

1. 弁護士は以下の権利を有する。
 - a) 本法律及び関係する法律に従った弁護士業務を行う権利が保障される。
 - b) 法律に従って顧客の代理ができる。
 - c) 本法律に従って弁護士業務を行い、弁護士業務の形態、弁護士業務を行う組織の形態を選定する。
 - d) ベトナム全領土において弁護士業務を行う。
 - d) 外国において弁護士業務を行う。
 - e) 本法律に定める他の権利。
2. 弁護士は以下の義務を負う。
 - a) 本法律の第5条に定める弁護士業務の実施原則を遵守する。
 - b) 訴訟執行機関に関係する内規及び規則を厳格に遵守する。業務を行う際に接触する訴訟執行人に協力し、尊重する。
 - c) 訴訟執行機関から要請される事件について、十分かつ適時に訴訟に参加する。
 - d) 法律扶助を実施する。

- d) 専門知識・業務に関する義務的研修に参加する。
- e) 本法律に定める他の義務。

第三章

弁護士業務

第1節

弁護士の業務活動

第22条 弁護士業務の範囲

1. 被暫定留置人、被疑者、被告人の弁護人として、又は刑事事件の被害者、民事原告、民事被告、刑事事件に関連する権利・義務を有する者の権利の保護者として、訴訟に参加する。
2. 民事、婚姻及び家庭、経済、商取引、労働、行政に関する紛争、民事、婚姻及び家庭、経済、商取引、労働、行政に関する請求、及び法律の規定に従った他の事件・案件における原告、被告、関連する権利・義務を有する者の代理又は合法的な権利・利益の保護者として訴訟に参加する。
3. 法律相談を実施する。
4. 法律に関連する業務を実施するために顧客を訴訟外で代理する。
5. 本法律の規定に従って、その他の法律業務を実施する。

第23条 弁護士の業務実施形態¹⁴

- 弁護士は、以下の2種類の形式から弁護士の業務を実施する形態を選択できる。
1. 弁護士営業組織を設立又はその設立に参加することによって、弁護士営業組織において業務を行う、又は弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行う。
 2. 本法律の第49条に従って、個人資格で業務を行う。

第24条 顧客の事件・業務の受任及び実施

1. 弁護士は、顧客の弁護士選任を尊重しなければならない。弁護士は、実施可能な事件・業務のみを受任し、顧客の依頼の範囲内で案件・業務を実施する。
2. 弁護士は、事件・業務を受任する際、顧客への法律業務における弁護士の職業的責任及び権限・義務について顧客に通知する。
3. 弁護士は、顧客の合意を得た場合又は不可能な場合を除いて、自己が受任した事件・業務を他の弁護士に副委任しない。

第25条 情報の秘密厳守

1. 弁護士は、顧客の合意を得た場合又は法律に別途定める場合以外は、業務を行う際に自己で知り得た事件・業務・顧客についての情報を漏洩してはならない。
2. 弁護士は、国家の利益、公共の利益、機関・組織・個人の合法的権利、利益を侵害することを目的とした業務を行う際に自己で知り得た顧客・事件・業務についての情報を使用してはならない。
3. 弁護士営業組織は、組織内の各社員が事件・業務・顧客についての情報の漏洩をしないように確保する責任を負う。

第26条 法律サービス契約に基づく法律サービスの実施

1. 弁護士は、訴訟執行機関の要求に従って弁護士が訴訟に参

¹³ 法第20号/2012/QH13により改正。

¹⁴ 法第20号/2012/QH13により改正。

加する場合及び弁護士が個人の資格によって機関・組織との労働契約に基づき業務を行う場合を除いて、法律サービス契約に基づき法律サービスを実施する。

2. 法律サービス契約は、書面によるものとし、以下の主な内容を有さなければならない。
 - a) 顧客又は顧客の代理人及び弁護士営業組織の代理人又は個人の資格によって業務を行う弁護士の氏名・住所
 - b) 業務内容、契約実現期間
 - c) 各当事者の権利・義務
 - d) 具体的な報酬及び各経費（存在する場合）の計算方式及び水準
 - d) 契約違反による責任
 - e) 紛争解決形式

第 27 条 弁護士の訴訟参加活動¹⁵

1. 弁護士の訴訟参加活動は、訴訟に関する法律及び本法律に従わなければならない。
2. 弁護士は、民事事件又は行政事件における当事者の正当な権利及び利益の保護者、被害者、民事事件の原告及び被告、刑事事件において関連する権利義務を有する者の正当な権利の保護者として訴訟手続に参加する場合は、自己の弁護士カード及び顧客からの弁護士依頼書を提出しなければならない。訴訟執行機関は、かかる提出から 3 営業日以内に弁護士に訴訟手続参加証明書を発行しなければならない。これを拒否する場合には、理由を明記した文書で通知しなければならない。

指導弁護士は、弁護士実務修習生が本法律の第 14 条第 3 項に定める民事事件、行政事件に関して、指導弁護士に随行する場合、個人・機関・組織と連絡をする際に、弁護士実務修習生の証明書及び顧客の合意を確認した書類を提出しなければならない。

3. 弁護士は、弁護人として刑事訴訟に参加する場合、訴訟執行機関から弁護士認可書の発行を受ける。弁護士認可書は、被暫定留置人、被疑者、被告人が弁護人を拒否する場合、弁護士の更迭を求める場合、又は法律に基づき弁護士が訴訟に参加できない場合を除き、すべての訴訟段階において効力を有する。

弁護士認可書の発行を要請する時は、弁護士は以下の書類を提出する。

- a) 弁護士カード
- b) 被暫定留置人、被疑者、被告人又は他の者による弁護士依頼書。訴訟執行機関による依頼に基づく場合、又は法律扶助を実施する場合で、刑事事件に訴訟参加する場合、所属する弁護士営業組織の指名文書又は個人資格で行う弁護士に対する弁護士会の指名文書。

指導弁護士は、弁護士実務修習生が本法律の第 14 条第 3 項に基づき指導弁護士に随行する場合、弁護士認可書の発行を申請する際に訴訟執行機関に対して弁護士実務修習生認可書及び顧客の合意書を送付し、弁護士実務修習生が指導弁護士に随行することを要請する。

訴訟執行機関は、適切かつ十分な書類を受領してから 3 営業日以内、又は暫定留置された場合は 24 時間以内に弁護士に対して弁護士認可書を発行し、かかる許可書において、弁護士実務修習生が事件に参加することを許可する（要請がある場合）。拒否する場合は、理由を明記した文書で通知しなければならない。拒否された者は、訴訟に関する法律に従って不服申し立てをする権利を有する。

弁護士は、刑事事件における弁護関係の権利、義務及び活動を実施するために、個人・機関・組織に連絡をする時、

弁護士カード及び弁護士認可書を提出する。

4. 弁護士は、以下の内容のいずれかに該当する場合、弁護士認可書の発行を拒否される。
 - a) 被暫定留置人、被疑者、被告人又は未成年者、身体障害者又は精神障害者である被疑者又は被告人の代理人が弁護士を拒否する場合。
 - b) 弁護士はその事件において訴訟執行した場合又は執行している者の親族である場合。
 - c) 弁護士はその事件に証人、鑑定人又は通訳人として参加した場合。
 - d) 弁護士はその事件において訴訟を執行した者である場合。
5. 訴訟執行機関、他の国家機関及び組織、個人は、業務を行う際に弁護士の業務及び権利を実施するために良好な条件を整えるものとし、弁護士の活動を妨げてはならない。

第 28 条 弁護士の法律助言活動

1. 法律助言とは、顧客の権利、義務の実行に関連する各書類の準備について指導し、意見を述べ、支援する弁護士の業務をいう。
弁護士は、法律のすべて分野において法律助言を実施する。
2. 法律助言を実施する際は、弁護士は顧客の合法的な権利、利益を保護するために法律を正しく遵守するように支援する。

第 29 条 弁護士の訴訟代理活動

1. 弁護士は、法律サービス契約又は労働契約に基づき、個人の資格によって業務を行う機関・組織の委任書類に記載された範囲・内容に従って受任した事件を解決するために顧客の代理をする。弁護士は、法律サービス契約（又は自己の資格で業務を行う弁護士が労働契約に基づいて勤務する機関・組織からの委任書類）に記載された範囲と内容に従って、受任した事件に関連する業務を解決するために顧客を代理する。
2. 弁護士は、顧客の代理をする際は、関連する法律の規定に従った権利及び義務を有する。

第 30 条 弁護士の他の法律サービス活動

1. 弁護士の他の法律サービス活動は、行政手続に関連する顧客の業務の支援、不服申し立ての解決における法的な支援、文書の翻訳及び認証、交渉、及び法律の規定に従った他の業務を実施する顧客の支援を含む。
2. 弁護士は、他の法律サービスを実施する場合、関連する法律の規定に従った権利及び義務を有する。

第 31 条 弁護士の法律扶助活動

1. 弁護士は、法律扶助活動を実施する場合、援助を受ける者に対して、報酬を受領する事件において顧客に対応する場合と同様の熱意を持って対応しなければならない。
2. 弁護士は、ベトナム弁護士連合会の定款に従って法律扶助活動を実施する。

第 2 節

弁護士営業組織

第 32 条 弁護士営業組織の形態、弁護士営業組織の設立条件¹⁶

1. 弁護士営業組織は以下の組織を含む。
 - a) 弁護士事務所
 - b) 法律会社

¹⁵ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

¹⁶ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

2. 弁護士営業組織は、本法律及び関係する他の法律に従って組織され、活動する。
3. 弁護士営業組織の設立条件
 - a) 弁護士は、弁護士営業組織を設立又はその設立に参加する場合、少なくとも継続的に2年間、弁護士営業組織との労働契約に基づき業務を行っているか、又は本法律に従って、機関・組織との労働契約に基づいて個人資格で業務を行っていないなければならない。
 - b) 弁護士営業組織は本部を設置しなければならない。
4. 一名の弁護士は、一つの弁護士営業組織しか設立又は設立に参加できない。一つの法律会社の設立に別の弁護士会に所属する弁護士が参加する場合、弁護士の中の一人が構成員である弁護士会が所在する地域を選択して設立し、営業を登録する。
5. 弁護士営業組織を設立又はその設立に参加した弁護士が、弁護士営業組織が所在する弁護士会の構成員ではない場合、活動登録書が交付された日から30日以内に、本法律の第20条に従って、弁護士営業組織又は支店が所在する弁護士会に移動し、入会しなければならない。

第33条 弁護士事務所

1. 一人の弁護士によって設立された弁護士事務所は、個人経営形式に従った組織及び活動ができる。
弁護士事務所を設立する弁護士は、事務所代表であるとともに、事務所の全ての義務について自己の全財産による責任を負わなければならない。事務所代表とは、事務所の法的代表者である。
2. 弁護士事務所の事務所名は、企業法の規定に従って弁護士が選択するが、「弁護士事務所」と言う言葉を含まなければならない。活動を既に登録している他の弁護士営業組織の名前と重複又は誤認を招く名前にしてはならない。民族の道徳、文化、伝統的な歴史、良俗を害する単語、記号を使用してはならない。
3. 弁護士事務所は、法律の規定に従った証明印、口座を有する。

第34条 法律会社

1. 法律会社は、法律合弁会社及び法律有限責任会社を含む。法律会社の社員は弁護士でなければならない。
2. 法律合弁会社は最低2名の弁護士によって設立される。法律合弁会社は出資社員を有してはならない。
3. 法律有限責任会社は、2名以上の社員の法律有限責任会社及び1名の社員の法律有限責任会社を含む。
二人以上法律有限責任会社は、最低2名の弁護士によって設立される。
一人法律有限責任会社は、1名の弁護士によって設立され、かかる弁護士が所有者となる。
4. 法律合弁会社及び二人以上法律有限責任会社の各社員は、話し合いの上、社員の中から社長を選任する。一人法律有限責任会社の所有者となる弁護士は、会社の社長となる。
5. 法律合弁会社及び二人以上法律有限責任会社の社名は、各社員の話し合いによって選ばれる。一人法律有限責任会社の社名は所有者によって選ばれる。社名は、企業法の規定に従って、「法律合弁会社」又は「法律有限責任会社」という言葉を含まなければならない。活動を既に登録している他の弁護士営業組織の名前と重複又は誤認を招く名前にしてはならない。民族の道徳、文化、伝統的な歴史、良俗を害する単語、記号を使用してはならない。

第35条 弁護士営業組織の活動登録

1. 弁護士営業組織は、弁護士事務所の所長又は法律会社の社

長が会員となっている弁護士会が存在する地域の司法局において活動の登録をする。異なる弁護士会に所属している弁護士が共同して法律会社を設立する場合、法律会社は、会社の本店の所在する地域の司法局において活動を登録する。

2. 弁護士営業組織は、活動登録書類を作成し、司法局に送付しなければならない。弁護士営業組織の活動登録申請書類は主に以下の内容を含む。
 - a) 統一された様式に従った活動登録申請書
 - b) 法律会社の定款の草案
 - c) 弁護士事務所を設立する弁護士、法律会社を設立又はその設立に参加する弁護士の弁護士免許の写し及び弁護士カードの写し
 - d) 弁護士営業組織の本店についての証明書類
3. 司法局は、申請書類を受領した日から10営業日以内に弁護士営業組織に対して活動登録書を発行する。拒否する場合は、弁護士営業組織に対して理由を明記した文書で通知しなければならない。活動登録書の発行の拒否をされた者は、法律の規定に従った不服申し立てをする権利を有する。
4. 弁護士営業組織は、活動登録書が発行された日から活動ができる。
弁護士事務所の所長又は法律会社の社長は、活動登録書が発行された日から7営業日以内に自己が会員である弁護士会に活動登録書の写しを添付して文書による通知をしなければならない。

第36条 弁護士営業組織の活動登録内容変更

1. 弁護士営業組織は、社名、本店の住所、支店の住所、営業所の住所、業務を行う分野、社員の弁護士名簿、弁護士営業組織の法律に従った代理人、活動登録申請書類のその他の各内容の変更を行う場合は、変更を決定した日から10営業日以内に、弁護士営業組織が活動を登録した司法局で登録をしなければならない。活動登録書の内容に変更がある場合は、弁護士営業組織は活動登録書の再発行を受ける。弁護士営業組織は、変更日又は再発行された活動登録書を受領した日から10営業日以内に、変更事項について弁護士会に文書による通知をしなければならない。
2. 活動登録書が紛失、破損、焼失又は他の形式で消失した場合は、弁護士営業組織は活動登録書の再発行を受ける。

第37条 弁護士営業組織の活動登録内容についての情報提供

1. 司法局は、弁護士営業組織の活動登録書の発行日又は活動登録内容の変更日から7営業日以内に、税務機関、統計機関、権利を有する他の国家機関、省に属する県、郡、市社、都市の人民委員会、社、坊、市鎮の人民委員会及び弁護士営業組織の本店が所在する弁護士会に文書による通知をしなければならない。
2. 組織、個人は、司法局に弁護士営業組織の活動登録内容に関する情報の提供、活動登録書、活動登録内容変更の証明書又は活動登録内容の一部抜粋の写しの発行を要求する権利を有する。この場合、法律の規定に従った手数料を支払わなければならない。
3. 司法局は、本条第2項に規定に基づき、組織、個人の要求に従って活動登録内容に関する情報を十分かつ速やかに提供する義務を負う。

第38条 弁護士営業組織の活動登録内容の公告

1. 弁護士営業組織は、活動登録書の発行を受けた日から30日以内に、以下の主な内容を中央又は活動登録をした地域の日刊新聞若しくは法律専門新聞に掲載しなければならない。
 - a) 弁護士営業組織の名前

- b) 弁護士営業組織の本店、支店、営業所の住所
 - c) 業務を行う分野
 - d) 弁護士事務所の所長、法律会社の社長及び他の創立社員である弁護士の氏名、住所、弁護士免許の番号
 - d) 活動登録書番号、活動登録先、活動登録書発行年月日
2. 弁護士営業組織は、活動登録内容の変更をする場合、その変更内容を、本条第1項に規定された期限内及び手段に従って公告しなければならない。

第39条 弁護士営業組織の権利¹⁷

1. 法的サービスを提供する。
2. 顧客からの報酬を受領する。
3. 弁護士営業組織において勤務するベトナム人弁護士、外国人弁護士及び職員を雇用する。
4. 国家の政策立案、法律起草に参加する。依頼を受けた場合に、個人・機関・組織の事件に関する助言、解決に参加する。
5. 外国の弁護士営業組織と協力する。
6. 国内取引のための支店、事務所を設置する。
7. 外国に営業拠点を設置する。
8. 本法の他の規定及び関係する法律の他の規定に基づく権利。

第40条 弁護士営業組織の義務¹⁸

1. 営業登録書に記載されている分野において営業する。
2. 顧客と契約した内容を正確に実施する。
3. 弁護士会の指定に基づいて、訴訟に参加するために、組織の構成員である弁護士を派遣する。
4. 法律扶助を実施するために組織の構成員である弁護士に対して良好な条件を整えるとともに、弁護士のための研修、養成事業に参加する。
5. 顧客の損害の原因が組織の構成員の弁護士にある場合、損害を賠償する。
6. 保険事業に関する法律の規定に基づいて、組織の構成員である弁護士の職務上の責任に係る保険に加入する。
7. 本法律及び労働、税金、財務、統計に関する法律の規定を遵守する。
8. 報告、検査、監査に関する権限のある機関の要求を遵守する。
9. 弁護士実務修習生を受け入れ、修習生の指導弁護士を指名し、良好な条件を整え、その修習生の修習過程を監督する。
10. 組織の構成員である弁護士が法律、ベトナム弁護士会の定款、ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守するように管理し、保障する。
11. 法律に基づいて、組織の構成及び活動の報告義務を履行する。
12. 関係法律の他の規定に基づく義務。

第41条 弁護士営業組織の支店

1. 弁護士営業組織の支店は、弁護士営業組織が活動登録をしている省・中央直轄都市の範囲内又は範囲外で設立できる。支店とは、弁護士営業組織に付属する下位の組織であり、活動登録書に記載された業務分野に適合する弁護士営業組織の委任に従った活動を行う。弁護士営業組織は、設立した支店の活動について責任を負う。弁護士営業組織は、支店長となる弁護士1名を選任する。支店で業務を行う弁護士営業組織の支店長及び社員は、活動登録をしている弁護士営業組織又は支店が所在する地域の弁護士会の弁護士となる。

2. 弁護士営業組織の支店は、支店の所在する地域の司法局において活動登録をしなければならない。弁護士営業組織は、支店の活動登録申請書類を作成し、司法局に送付しなければならない。司法局は、申請書類を受領した日から7営業日以内に、支店に活動登録書を発行する。拒否をする場合は文書をもって通知し、かつ明確な理由を挙げなければならない。拒否された者は、法律の規定に従った不服申し立てをする権利を有する。

弁護士営業組織は、支店の活動登録内容の変更をする場合は、変更を決定した日から10営業日以内に、支店の活動登録書を発行先である司法局及び支店の所在する地域の弁護士会に文書による通知をしなければならない。

3. 支店の活動登録申請書類は以下を含む。
 - a) 支店の活動登録申請書
 - b) 支店設立をする弁護士営業組織の活動登録書の写し
 - c) 支店設立の決定
 - d) 支店長の弁護士免許及び弁護士カードの写し
 - d) 支店の所在地についての証明書類

第42条 弁護士営業組織の営業所

弁護士営業組織の営業所は、弁護士営業組織が活動登録を行った省・中央直轄都市の範囲内において設立できる。営業所は顧客の事件、業務、依頼の受付先である。営業所は法律サービス提供の許可を得ることはできない。

弁護士営業組織は、営業所の設立日から5営業日以内に、活動登録を行った地域の司法局及び弁護士会に対して、営業所の住所を文書によって通知をしなければならない。

司法局は、弁護士営業組織の活動登録書に営業所の住所を記載する。

第43条 外国において弁護士業務を行う事務所の設置

1. 弁護士営業組織は、外国において弁護士業務を行う事務所を設置できる。
2. 弁護士営業組織は、外国の権限を有する機関の外国での弁護士業務を行う事務所の設置許可を受けた日から10営業日以内に、活動登録を行った地域の司法局、税務機関、弁護士会に対して文書による通知をしなければならない。
3. 弁護士営業組織は、外国で弁護士業務を行う事務所の活動を停止する際は、活動を停止する日から7営業日以内に、活動登録を行った地域の司法局、税務機関、弁護士会に文書による通知をしなければならない。

第44条 外国において法律業務を行う弁護士の選任

弁護士営業組織は、顧客の要求に従って外国で法律業務を実施する弁護士を選任できる。

外国において法律サービスを実施する弁護士は、本法律の規定及び関連する法律の他の規定を遵守しなければならない。

第45条 弁護士営業組織の統合・合併・形態の変更¹⁹

1. 2社以上の同種の法律会社は、全ての合法的な資産、権利、義務及び利益を新しい統合会社に移転すると同時に、統合された各法律会社の存在を終了させる方法で、新しい1つの法律会社に統合することができる。
2. 1社又は複数の法律会社が全ての合法的な資産、権利、義務及び利益を合併する会社に移転すると同時に、合併された各法律会社の存在を終了させる方法で、他の同種類の法律会社と合併できる。
3. 弁護士事務所は、法律に従って弁護士事務所全ての権利、義務を承継させることで法律会社に変更することができる。

¹⁷ 法第20号/2012/QH13により改正。

¹⁸ 法第20号/2012/QH13により改正。

¹⁹ 法第20号/2012/QH13により改正。

一人有限責任法律会社は二人以上有限責任会社に変更でき、またその逆も可能である。有限責任会社は合弁法律会社に変更でき、またその逆も可能である。変更した法律会社は変更された法律会社の権利及び義務を受け継ぐ。

4. 政府は、弁護士営業組織の統合、合併、形態の変更手続について定める。

第46条 弁護士営業組織の活動の一時休止

1. 弁護士営業組織は、活動を一時休止する権利を有する。弁護士営業組織は、一時休止及び活動の再開について活動登録を行った地域及び支店の所在する司法局、税務機関、統計機関、弁護士会に活動の一時休止又は活動の再開の遅くとも10営業日前までに文書による通知をしなければならない。活動を一時休止する期間は2年を超えない。
2. 活動の一時的業務についての報告は、以下の主な内容を有するものとする。
 - a) 弁護士営業組織の名前
 - b) 活動登録書の発行年月日
 - c) 本店の住所
 - d) 活動一時休止期間、再開時期及び活動一時休止期間終了日
 - d) 活動一時休止理由
 - e) 債務の清算について報告する。顧客と既に交わした法律サービス契約及び弁護士営業組織の弁護士、社員と締結した労働契約の解決について報告する。
3. 司法局は、弁護士営業組織が法律の規定に従った業務を行う条件を充足しないと判明した場合、活動の一時休止を要求する権利を有する。
4. 弁護士営業組織は、活動一時休止期間の間、税金及び他の債務の支払いを継続しなければならない。相談により別途合意した場合を除き、労働者と締結した契約を履行しなければならない。

顧客との間で締結されたが、まだ履行が完了していない法律サービス契約については、かかる法律サービス契約の履行について、顧客と相談の上、合意をしなければならない。
5. 弁護士営業組織が活動を一時休止する場合、その弁護士営業組織の各支店、営業所も同時に活動を一時休止しなければならない。

第47条 弁護士営業組織の活動休止

1. 弁護士営業組織は、以下の各場合には活動を休止する。
 - a) 自主的活動休止。
 - b) 活動登録書が回収された場合。
 - c) 弁護士事務所の所長、一人法律有限責任会社の社長、二人以上法律有限責任会社の全社員が弁護士免許の没収を受けた場合。
 - d) 法律会社の統合又は合併。
 - d) 弁護士事務所の所長又は一人法律有限責任会社の社長の死亡。
2. 弁護士営業組織は、本条第1項 a 号及び d 号の規定に従って活動を休止する場合、活動を休止しようとする日の遅くとも30日前までに、活動登録先及び支店の所在する地域の司法局、弁護士会に文書による通知をしなければならない。弁護士営業組織は、活動を休止する前に、未払いの税金を支払わなければならない。また他の債務の清算を終了しなければならない。弁護士営業組織は、弁護士営業組織の弁護士、社員との間で締結した労働契約の解除手続を完了しなければならない。弁護士営業組織は、顧客との間で締結した法律サービス契約の実施を終了しなければならない。弁護士営業組織は、顧客との間で締結した法律サービス契約の実施を終了できない場合は、その法律サービスの実施

について顧客と相談の上、合意をしなければならない。

3. 司法局は、本条第1条 b 号及び c 号の規定に従った活動休止の場合、活動登録書・弁護士免許を没収した日から7営業日以内に、弁護士営業組織の活動登録書・弁護士免許の没収について活動登録を行った地域及び支店の所在する地域の弁護士会、税務機関に文書によって報告する責任を負う。

弁護士営業組織は、活動登録書、弁護士免許を没収された日から60日以内に、未払いの税金を十分に支払わなければならない。弁護士営業組織は、他の債務の清算を終了しなければならない。弁護士営業組織の弁護士、社員との間で締結した労働契約の解除手続を完了しなければならない。顧客との間で締結した法律サービス契約の履行を完了できない場合は、その法律サービスの実施について顧客と相談の上、合意をしなければならない。
4. 本条第1項 d 号の規定に従って活動を休止する場合、司法局は、弁護士事務所の所長又は一人法律有限責任会社の社長の死亡した日から7営業日以内に活動登録書の回収の決定を行う。

司法局は、活動登録書の回収日から7営業日以内に、活動登録を行った地域及び支店の所在する地域の弁護士会及び税務機関に対して、活動登録書の回収について文書によって報告する責任を負う。

第48条 弁護士営業組織の支店・営業所の活動停止

1. 弁護士営業組織の支店・営業所は以下の各場合に活動を停止する。
 - a) 支店・営業所を設立をした弁護士営業組織の活動停止
 - b) 支店・営業所を設立をした弁護士営業組織の規定に基づく場合。
 - c) 支店の活動登録書が没収された場合。
2. 弁護士営業組織は、自己の設立した支店・営業所の活動停止に関連する各問題を解決し、義務を履行する責任を負う。

第3節

個人資格による弁護士業務

第49条 個人資格による業務を行う弁護士²⁰

1. 個人資格で業務を行う弁護士は、弁護士営業組織ではない機関・組織との労働契約に基づいて業務を行う。
2. 個人資格で業務を行う弁護士は、労働契約に合意がある場合には、保険事業に関する法律に従って職務上の賠償責任保険に加入しなければならない。
3. 個人資格で業務を行う弁護士は、労働契約を締結した機関・組織以外の他の個人・機関・組織に対して法的サービスを提供してはならない。但し、国家機関に要求される場合、又は訴訟機関の要求に基づいて刑事事件に参加する場合、構成員である弁護士会の指示に基づいて法律扶助を行う場合はこの限りではない。

第50条 個人資格による弁護士業務登録²¹

1. 弁護士が個人資格で業務を行う場合、構成員である弁護士会が所在する司法局に業務登録を行う。

個人資格で業務を行う弁護士は、司法省が発行した様式に基づき、弁護士業務登録申請書に申請書類を添付し、司法局に提出しなければならない。

²⁰ 法第20号/2012/QH13により改正。

²¹ 法第20号/2012/QH13により改正。

申請書類は以下のとおりである。

- a) 弁護士免許の写し、弁護士カードの写し
 - b) 機関・組織と締結した労働契約書の写し
2. 司法局は、十分な書類を受領してから 7 営業日以内に、弁護士業務登録書を交付する。交付しない場合、理由を明記した文書で通知しなければならない。拒否された者は、法律に従って不服申し立て・異議申し立てをすることができる。
 3. 弁護士は、弁護士業務登録書を交付された日から、個人資格で業務を行うことができる。個人資格で業務を行う弁護士は、弁護士業務登録書を交付された日から 7 営業日以内に、構成員である弁護士会に対して弁護士業務登録書の写しを添付して文書で通知しなければならない。
 4. 弁護士会を移動する場合、弁護士は業務登録を行った司法局に対して通知し、以前交付された弁護士業務登録書を返却し、移動先の弁護士会が所在する司法局に対して業務登録手続を行う。登録手続は本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に従って行う。
司法局は、弁護士が業務を停止する場合、弁護士業務登録書を回収する。

第 51 条 個人の資格によって業務を行う弁護士業務登録の内容の変更、情報提供

個人の資格によって業務を行う弁護士の弁護士業務登録内容の変更、弁護士業務を行う登録内容についての情報提供は、本法律の第 36 条及び第 37 条の規定に従って実施される。

第 52 条 【法律サービス契約に基づいて個人の資格によって業務を行う弁護士の権限及び義務】削除²²

第 53 条 労働契約に基づいて個人の資格によって業務を行う弁護士の権利・義務

1. 労働契約に基づいて個人の資格によって業務を行う弁護士は、機関・組織との間で締結された労働契約の内容に従って法律業務を実施する。
2. 弁護士を雇用する機関・組織との労働契約に基づき、個人の資格によって業務を行う弁護士の権利・義務は、労働に関する法律、本法律及び関連する法律の他の規定に従う。

第 IV 章

報酬及び経費、労働契約に基づく給与

第 54 条 弁護士の報酬

顧客は、弁護士の法律サービスを受ける際に報酬を支払う。報酬の受領は、本法律及び関連する法律の他の規定に従って実施される。

第 55 条 報酬の計算方法及び根拠

1. 報酬の程度は以下の各根拠を参考に計算する。
 - a) 法律業務の内容、性質
 - b) 法律業務の実施のために弁護士が要した時間及び労力
 - c) 弁護士の経験及び評判
2. 報酬は以下の各方法に従って計算する。
 - a) 弁護士の労働時間
 - b) 事件、業務毎のパッケージ型報酬
 - c) 事件、契約、プロジェクトの価値の一定割合
 - d) 長期契約における固定報酬

²² 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

第 56 条 法律サービス契約に従って法律サービスを提供する弁護士の報酬・経費

1. 報酬の水準は、法律サービス契約において、相談の上、合意する。弁護士が訴訟に参加する刑事事件の報酬の水準は、政府が定める報酬の上限を超えることはできない。
2. 法律サービスを提供するための交通費、滞在費、その他の合法的な各経費は、両者の相談の上、法律サービス契約において合意する。

第 57 条 訴訟執行機関の要求に従って訴訟に参加する弁護士の報酬・経費

訴訟執行機関の要求に従って刑事事件の訴訟に参加する弁護士は、政府の規定に従った報酬を受け、経費の精算を受ける。

第 58 条 個人の資格によって業務を行う弁護士の労働契約に基づく給与

労働契約に基づき機関・組織のために業務を行う個人の資格によって業務を行う弁護士は、労働契約における合意に基づく給与を受領する。

給与に関する合意及び給与の支払いは、労働に関する法律の規定に従って実施される。

第 59 条 労働契約に従った報酬、経費、給与についての紛争解決

1. 弁護士の報酬及び経費に関連する紛争の解決は、民事に関する法律の規定に従って行われる。
2. 労働契約に従って機関・組織のために個人の資格によって業務を行う弁護士の給与についての紛争解決は、労働に関する法律に従って行われる。

第 V 章

弁護士の社会・職業組織

第 1 節

省・中央直轄都市の弁護士の社会・職業組織

第 60 条 弁護士会²³

1. 弁護士会は、省・中央直轄都市にある弁護士の社会・職業組織であり、本法律及びベトナム弁護士連合会の定款に基づいて、構成、運営される。弁護士会は法人資格を有し、個別の印鑑及び口座を有し、構成員から徴収した会員費、費用その他の合法的な収入で運営される。
2. 省・中央直轄都市に、弁護士免許を所有する者が 3 名以上が存在する場合には、弁護士会を設立することができる。省・中央直轄都市の人民委員会は、司法省大臣の合意を得た場合に、弁護士会設置を許可する。
3. 弁護士会は、法律及びベトナム弁護士連合会の定款に反する費用、収入源に関する議決、決定、内規、規則及び他の規則を発行してはならない。
4. 弁護士会の構成員は弁護士である。弁護士会の構成員の権利及び義務はベトナム弁護士連合会の定款に定められる。

²³ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

第 61 条 弁護士会の任務及び権限²⁴

1. 業務を行っている弁護士の合法的な権利及び利益の代理及び保護
2. 毎年、弁護士会の質を見直し、評価する。法律、ベトナム弁護士会の定款及びベトナム弁護士職務倫理規定の遵守に関して、弁護士営業組織及びその支店の構成員である弁護士を監督し、又は他の地域の弁護士会と協力し監督する。弁護士に対する懲戒処分を行う。
3. 弁護士営業組織、その支店、事務所の活動を監督し、他の地域の弁護士会と協力し監督する。弁護士営業組織の違法行為の中止を要求し、権限のある機関に処分を要請する。
4. 弁護士実務修習生の証明書を交付し、修習生を監督する。弁護士実務修習結果の評価試験に参加する条件を充足する者のリストを作成し、ベトナム弁護士連合会に対して送付する。
5. 弁護士免許交付の申請書類を受領し司法局に提出する。司法省に対して、弁護士免許の回収を要請する。
6. 弁護士会入会登録、弁護士の移動、受入を行う。弁護士連合会に対して、弁護士カードの交付、更新、回収を要請する。
7. 専門知識、業務に関する義務的研修、弁護士営業組織の管理、運営技術の研修を実施する。
8. 弁護士による職務上の責任保険の加入を監督する。
9. 弁護士営業組織と弁護士実務修習生及び弁護士との間の紛争、顧客と弁護士営業組織及び弁護士との間の紛争を仲裁する。
10. 権限に基づき、不服申し立て、告発を解決する。
11. 弁護士の専門知識、業務を強化するために、経験の集積、共有及び他の対策を実施する。
12. 弁護士の見解、要望、意見、要請を収集し、反映する。
13. ベトナム弁護士連合会が定めた費用の枠組みに基づき、弁護士会入会費、弁護士実務修習費を定める。
14. ベトナム弁護士連合会、省・中央直轄都市の人民委員会に対して、総会開催案、理事会、賞罰委員会の人事配置案を報告する。
15. ベトナム弁護士連合会の議決、決定、規則を実施する。
16. 弁護士が法律の宣伝、普及、教育に参加し、法律扶助を行うように組織する。
17. ベトナム弁護士連合会に対して弁護士会の組織、活動、総会の結果を報告し、ベトナム弁護士連合会に対してベトナム弁護士連合会の定款に基づく場合又は特に要求される場合に議決、決定、内規、規則を送付する。
18. 省・中央直轄都市の人民委員会に対して、組織及び活動、総会結果を報告する。要求される時に国家の権限のある機関に報告する。省・中央直轄都市の人民委員会に対して、弁護士会の議決、決定、規則を送付する。
19. ベトナム弁護士連合会の定款に基づくその他の任務、権限。

第 62 条 弁護士会の各機関

1. 弁護士会の最高指導機関は、弁護士会の弁護士全体会又は弁護士代表会である。
2. 弁護士会理事会は、弁護士会の弁護士全体会又は代表会の執行機関であり、弁護士全体会又は代表会によって選出される。
3. 弁護士会の賞罰委員会は、弁護士会の弁護士全体会又は代表会によって選出されるものとし、その任期は弁護士会理事会の任期に従うものとする。

第 63 条 【弁護士会の定款】削除²⁵

²⁴ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

第 2 節

弁護士の全国社会・職業組織

第 64 条 ベトナム弁護士連合会

1. ベトナム弁護士連合会は、全国規模の弁護士の社会・職業組織である。ベトナム弁護士連合会は、弁護士及び各弁護士会を代表し、法人の資格を有し、証明印及び口座を有し、会員費、会員の納める各費用及び他の合法的な収入によって自己計算の原則に従って活動する。ベトナム弁護士連合会の会員は、各弁護士会及び各弁護士である。ベトナム弁護士連合会に参加する各弁護士は自己が入会する弁護士会を通して参加する。
2. ベトナム弁護士連合会は定款を有する。ベトナム弁護士連合会の会員の権利、義務はベトナム弁護士連合会の定款によって規定される。

第 65 条 ベトナム弁護士連合会の任務、権限²⁶

1. 全国の弁護士会、弁護士を代表し、合法的な権利及び利益を保護する。
2. 法律、ベトナムの弁護士連合会の定款の遵守を監督する。司法省に対して弁護士免許の回収を要請する。
3. ベトナム弁護士職務倫理規定を作成し、その遵守を監督する。ベトナム弁護士職務倫理規定は、ベトナム弁護士連合会の定款に反してはならない。
4. 弁護士業務の研修を実施する。弁護士会が専門知識、業務の義務的な研修を実施するためにプログラムを構築し、指導する。弁護士営業組織の専門業務、管理、運営技術の養成を実施する。
5. 本法律及び司法省のガイドラインに基づいて、弁護士実務修習結果の評価試験を開催し、結果について責任を負う。
6. 全国の弁護士業務の経験を収集し、共有する。職務上の活動に多大な貢献をし、信頼されている弁護士・弁護士営業組織を選定、表彰する。
7. 公判に参加する弁護士の制服のデザイン、弁護士会入会申請書の様式、弁護士カードの様式、弁護士カードの交付、更新、変更、回収について定める。毎年、弁護士の質の見直し、評価を指導する。
8. 報酬の減免、弁護士の報酬、経費に関する紛争の処分について定める。
9. 弁護士修習経費、弁護士会入会費、会員費の枠組みを設定する。
10. 弁護士の法律扶助義務を説明し、実施を監督する。
11. 総会開催案、弁護士会理事会、賞罰委員会の人事配置案について意見し、弁護士会の総会を指導する。
12. ベトナム弁護士連合会の定款に反する弁護士会の議決、決定、規則の実施を停止させ、改正を要求する。権限のある国家機関に対して、法律の規定に反する弁護士会の議決、決定、規則の実施を停止させ、改正させることを要求する。
13. 権限に基づいて不服申し立て、告発の処分を行う。
14. 弁護士の見解、要望、意見、要請を収集し反映する。
15. 法整備、法律科学の研究、法律の宣伝、普及、教育に参加する。
16. 弁護士に関する国際協力活動を実施する。
17. 司法省と協力し、ベトナム弁護士連合会の総会開催案、幹部の選挙のための人事案を準備し、権限のある機関に対して報告する。

²⁵ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

²⁶ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

18. 司法省に対して、全国範囲の弁護士の組織、活動、ベトナム弁護士連合会の組織、活動、ベトナム弁護士連合会総会の結果評価を報告する。司法省に対して、ベトナム弁護士連合会の議決、決定、規則を送付する。
19. ベトナム弁護士連合会の定款に基づくその他の任務、権限。

第 66 条 ベトナム弁護士連合会の各機関

1. ベトナム弁護士連合会の各機関は以下を含む。
 - a) 全国弁護士代表総会は、ベトナム弁護士連合会の最高指導機関である。
 - b) 全国弁護士評議会は、全国弁護士総会が開催されていない期間におけるベトナム弁護士連合会の指導機関である。
 - c) ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、全国弁護士評議会が開催されていない間のベトナム弁護士連合会の業務を実施する機関である。
 - d) 他の各機関は、ベトナム弁護士連合会の定款によって規定される。
2. ベトナム弁護士連合会の各機関の任務・権限は、ベトナム弁護士連合会の定款によって規定される。

第 67 条 ベトナム弁護士連合会の定款²⁷

1. 全国弁護士代表総会は、本法律及び定款に基づき、ベトナム弁護士連合会の定款を決定する。ベトナム弁護士連合会の定款は、全国弁護士総会及び弁護士会に対して一貫して適用される。
2. ベトナム弁護士連合会の定款は以下の主要な内容を含む。
 - a) ベトナム弁護士連合会の指針、目的及び象徴
 - b) ベトナム弁護士連合会の構成員の権利、義務
 - c) ベトナム弁護士連合会と弁護士会との関係
 - d) 弁護士会入会、弁護士会の弁護士名簿からの除名、弁護士会の弁護士の移動手続
 - d) 弁護士の法律扶助の義務
 - e) 公判参加弁護士の制服のデザイン、弁護士カード様式、弁護士の交付、更新、回収
 - g) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の各機関の任期、組織構造、選挙方法、任免、退任、任務、権限。弁護士及び弁護士営業組織の管理に関する弁護士会間の協力関係
 - h) 全国弁護士代表総会、弁護士全体会議の構成、代表者の人数、任務、権限。ベトナム弁護士連合会及び弁護士会の総会開催手順・手続
 - i) 弁護士会の内規の発行
 - k) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の財政
 - l) 弁護士の賞罰及び不服申し立て、告発の処分
 - m) ベトナム弁護士連合会、弁護士会の組織及び活動の報告義務
 - n) 他の機関・組織との関係
3. 全国弁護士総会は、ベトナム弁護士連合会の定款が決定された日から 7 営業日以内に、司法省による検討及び承認のために、定款を司法省に送付する。司法省大臣は、ベトナム弁護士連合会の定款を受領した日から 30 日以内に、内務省大臣と合意した上で定款を承認する。ベトナム弁護士連合会の定款はかかる承認日から効力を有する。

第 VI 章

外国弁護士営業組織の業務、 ベトナムにおける外国人弁護士

第 1 節

ベトナムにおける外国弁護士営業組織の業務

第 68 条 外国弁護士営業組織が業務を行う条件²⁸

外国で設立され、合法的に法律業務を行っている外国弁護士営業組織は、以下の条件を充足する場合には、本法律に従って、ベトナムにおいても営業することができる。

1. ベトナム社会主義共和国の憲法及び法律の遵守を約束する。
2. 連続する 12 ヶ月間において、外国人弁護士（外国法律会社の支店長・社長も含まれる。）の少なくとも 2 名以上が 183 日以上ベトナムに滞在し、業務を行うことを約束し、保障する。
3. ベトナムにおける外国法律会社の支店長・社長は、連続して 2 年以上弁護士業務を行っていないなければならない。

第 69 条 外国弁護士営業組織の運営方法²⁹

1. 外国弁護士営業組織は、ベトナムにおいて以下の形態で営業する。
 - a) 外国弁護士営業組織の支店（以下「支店」という。）
 - b) 100%外国資本の有責任法律会社、合弁形態の有責任法律会社、外国弁護士営業組織とベトナムの合名法律会社との間の合名法律会社（以下「外国法律会社」と総称する。）
2. 支店・外国法律会社は、本法律、企業に関する法律、投資に関する法律及び関係する法律の他の条項に基づき、組織し、活動することができる。
政府は同種類の外国法律会社の統合・合併について定める：外国弁護士営業組織の支店の 100%外国資本の有責任法律会社への変更、外国法律会社のベトナム法律会社への変更、外国弁護士営業組織の活動の中断・停止。

第 70 条 外国弁護士営業組織の営業範囲³⁰

ベトナムで営業する支店・外国法律会社は、法的助言及び他の法的なサービスを提供することができる。但し、自己の組織に所属する外国人弁護士、ベトナム人弁護士を、ベトナム裁判所において当事者の代理人、弁護人、合法的な権利及び利益の保護者として訴訟に参加させることはできない。また、ベトナム法に関連する法的文書及び公証に関するサービス³¹を提供することはできない。自己の組織に所属するベトナム人弁護士に、ベトナム法に関する助言を行わせることはできる。

第 71 条 支店

1. 支店は、外国弁護士営業組織の下部組織であり、本法律の規定に従ってベトナムにおいて設立される。
2. 外国弁護士営業組織及びその支店は、ベトナムの法律に基づき支店の活動について責任を負う。
3. 外国弁護士営業組織は、支店長となる弁護士 1 名を選任する。支店長は、ベトナムにおける支店の活動の管理、調整を行う。支店長は、同時に外国弁護士営業組織の委任に基

²⁸ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

²⁹ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

³⁰ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

³¹ ベトナム語では、các dịch vụ về giấy tờ pháp lý và công chứng liên quan tới pháp luật Việt Nam。

²⁷ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

づく代表者である。支部長は、ベトナム人弁護士も就任することができる。

第72条 外国法律会社³²

- 100%外資の有限責任法律会社は、一又は複数の外国弁護士営業組織によって設立されたベトナムにおける弁護士営業組織である。
合弁形態の有限責任法律会社は、外国弁護士営業組織とベトナム弁護士営業組織との間の合弁弁護士営業組織である。合名法律会社は、外国弁護士営業組織及びベトナム合名法律会社との間の合名弁護士営業組織である。
- 外国法律会社の社長は、外国人弁護士又はベトナム人弁護士である。

第73条 支店及び外国法律会社の権限・義務

- 支店及び外国法律会社は、以下の各権利を有する。
 - 設立許可書、活動登録書に記載されている各領域に関する法律サービスを提供する。
 - 顧客からの報酬を受領する。
 - 外国人弁護士、ベトナム人弁護士、外国人社員、ベトナム人社員を雇用する。
 - 弁護士実務修習を行うベトナム人弁護士実務修習生を受け入れる。
 - ベトナムの法律の規定に従って、業務活動による収入を外国に送金する。
 - 他の各権利は本法律、企業に関する法律、投資に関する法律及び関連する法律他の規定に従う。
- 支店・外国法律会社は、以下の各義務を負う。
 - 設立許可書、活動登録書に記載されている各分野に正しく従って活動する。
 - 顧客との間で交わされた内容を正しく実施する。
 - 法律助言、訴訟外の代理及び他の各法律業務を実施する際に、弁護士の過誤によって顧客に発生させた重大な損害を賠償する。
 - 保険事業に関する法律の規定に従って、ベトナムにおいて業務を行う各弁護士に対する業務責任保険に加入する。
 - 労働、会計、統計に関するベトナムの法律の規定を執行し、税務・財務上の義務を履行する。
 - ベトナムの法律の規定に従って、活動にとって必要不可欠な手段を輸入する。
 - 他の各義務は、本法律、企業についての法律、投資についての法律及び関連する法律他の規定に従う。

第2節

ベトナムにおける外国人弁護士の業務

第74条 外国人弁護士の業務を行う条件³³

外国人弁護士は、以下の条件を満たす場合には、ベトナムにおける弁護士営業許可書を交付される。

- 外国の権限のある機関・組織によって交付された有効な弁護士免許を保有する。
- 外国の法律、国際法に関する助言を行った経験がある。
- ベトナム社会主義共和国の憲法、法律及びベトナム弁護士職務倫理規定の遵守を約束する。
- 外国の弁護士営業組織によって、ベトナムで業務を行う者として派遣される、又はベトナムにおける外国法律会社、支店、ベトナムの弁護士営業組織がその雇用に合意する。

第75条 外国人弁護士の業務形式

外国人弁護士は、以下の各形式でベトナムにおいて業務を行う。

- ベトナムにおいて一つの支店又は一つの外国法律会社の社員の資格に基づき業務を行う。
- 支店、外国法律会社、ベトナムの弁護士営業組織との契約に従って業務を行う。

第76条 外国人弁護士の業務範囲³⁴

ベトナムで業務を行う外国人弁護士は、外国法及び国際法に関して助言し、外国法に関連する他の法律サービスを提供する。ベトナムの法学士号を保有し、ベトナム弁護士としての条件を充足する場合、ベトナムの法律に関して助言することができる。但し、ベトナム裁判所において、当事者の代理人、弁護人、合法的な権利及び利益の保護者として訴訟に参加することはできない。

第77条 外国人弁護士の権利及び義務

- 外国人弁護士は以下の権利を有する。
 - 本法律の第75条の規定に従って、ベトナムで業務を行う形式を選択する。
 - ベトナムの法律の規定に従って、業務活動から発生した収入を外国に送金する。
 - 他の各権利は本法律及び関連する法律他の規定に従う。
- 外国人弁護士は以下の義務を負う。
 - 法律の規定に従った個人所得税を納める。
 - 本法律の規定に従った弁護士業務の原則を遵守し、弁護士の義務を履行する。ベトナム弁護士職務倫理規定を遵守する。
 - ベトナムに常時、駐在する³⁵。
 - 他の義務は本法律及び関連する法律他の規定に従う。

第3節

支店、外国法律会社、外国人弁護士に対する許可手続

第78条 支店・外国法律会社の設立許可書の発行

- 外国弁護士営業組織は、支店・外国法律会社の設立申請書類を作成し司法省に送付する。司法省は、設立申請書類及び申請料を受領した日から60日以内に、支店・外国法律会社設立許可書の発行を審査する。拒否する場合は文書により通知する。
支店・外国法律会社の設立許可書は許可を受けた日から効力を有する。
- 支店の設立申請書類は以下を含む。
 - 支店の設立申請書
 - 外国の権限を有する機関・組織によって発行された外国弁護士営業組織が適法に設立されたことを証する書類の写し
 - 外国弁護士営業組織の活動を紹介する書面
 - 支店において勤務する予定の外国人弁護士の名簿
 - 弁護士を支店長に選任する決定
- 外国法律会社の設立申請書類は以下を含む。
 - 外国法律会社の設立申請書
 - 外国の権限を有する機関・組織によって発行された外国弁護士営業組織が適法に設立されたことを証する書類の写し。合弁形態の場合、ベトナム弁護士営業組織の活動登録書の写し

³² 法第20号/2012/QH13により改正。

³³ 法第20号/2012/QH13により改正。

³⁴ 法第20号/2012/QH13により改正。

³⁵ ベトナム語では、Cố mặt thường xuyên tại Việt Nam。

- c) 外国弁護士営業組織の活動を紹介する書面。合弁形態の場合、ベトナム弁護士営業組織の活動を紹介する書面
 - d) 会社において勤務する予定の外国人弁護士の名簿、会社において勤務する予定のベトナム人弁護士の名簿及び添付資料としてベトナム人弁護士の弁護士カードの写し³⁶
 - d) 外国法律会社の定款の草案、合弁形態の場合、合弁契約
4. 外国法律会社の定款は、以下の主な内容を含む。
- a) 本店、支店の社名・住所、外国弁護士営業組織の権限を有する代表者の氏名・住所
 - b) 外国法律会社の行う業務の分野
 - c) 外国法律会社の社員弁護士の権利、義務、責任及び関係
 - d) 外国法律会社の組織、管理機構
 - d) 外国法律会社の法的代表者
 - e) 外国法律会社の活動期間、活動終了の条件
 - g) 外国法律会社の定款の変更、追加の手続

第79条 支店・外国法律会社の活動登録

1. 支店・外国法律会社は、設立許可書の発行を受けた日から60日以内に本店の所在する地方の司法局において活動を登録する。
2. 活動登録申請書類は以下を含む。
 - a) 支店・外国法律会社設立許可書の写し
 - b) 本店の存在を証明する書類
3. 司法局は、申請書類を受領した日から10営業日以内に、支店・外国法律会社に活動登録書を発行する。
支店・外国法律会社は、活動登録書の発行を受けた日から活動できる。

第80条 支店・外国法律会社の設立許可書、活動登録書の内容の変更

1. 支店・外国法律会社は、設立許可書の以下のいずれかの内容を変更しようとする場合には、司法省に対して申請書を送付するものとし、司法省の承認を得た場合にのみ変更が認められる。
 - a) 支店・外国法律会社の社名
 - b) 現在の省・中央直轄都市から他の省・中央直轄都市への本店の移転
 - c) 支店長、外国法律会社の社長
 - d) 業務を行う分野司法省は、変更申請書を受領した日から30日以内に審査を行い、承認文書を交付する。拒否する場合は文書によって通知する。
2. 支店・外国法律会社は、支店・外国法律会社の設立許可書の内容変更を承認する文書を受領した日から30日以内に、本店の所在する地域の司法局において変更の登録をしなければならない。本条第1項b号において規定された変更を行う場合は、旧本店を設立した地域の司法省に対しても文書による通知をしなければならない。
3. 支店・外国法律会社は、活動登録書の内容を変更する場合は、活動登録書の再発行を受ける。
4. 支店・外国法律会社は、省・中央直轄都市の範囲内で本店を移転する場合は、変更を決定した日から10営業日以内に、活動登録を行った司法局に対して文書による通知をしなければならない。

第81条 ベトナムにおける外国法律会社の支店³⁷

1. ベトナムにおける外国法律会社は、活動登録を行った省・中央直轄都市の内外に支店を設立できる。
2. 支店とは、ベトナムにおける外国法律会社に付属する下部の組織である。支店は、ベトナムにおける外国法律会社の設立許可書に記載された業務分野に合致するベトナムにおける外国法律会社の委任に従った業務を実施できる。
3. ベトナムにおける外国法律会社は、支店の活動について責任を負わなければならない。
4. ベトナムにおける外国法律会社は、支店設立登録申請書類を準備し、司法省に送付しなければならない。司法省は、登録申請書類及び登録料を受領した日から30日以内に、支店設立許可書の発行を審査する。拒否する場合は文書による通知をしなければならない。
5. 支店の設立登録申請書類は以下を含む。
 - a) 支店設立登録申請書
 - b) 外国法律会社の設立許可書の写し
 - c) 支店長に就任する弁護士に対する委任状
 - d) 支店長として委任された弁護士営業許可書の写し
 - d) 支店の所在地についての証明書類
6. 外国法律会社は、支店設立許可書を受領した日から10営業日以内に、支店の所在する地域の司法省において活動登録をしなければならない。

第82条 外国人弁護士のベトナムにおける営業許可書の発行、延長³⁸

1. ベトナムで業務を行う弁護士は、ベトナムにおける営業許可書の申請書類を司法省に対して提出しなければならない。司法省は、十分かつ適切な書類及び費用を受領してから30日以内に、外国人弁護士に対してベトナムにおける弁護士営業許可書を交付する。拒否する場合には、理由を明記した文書で通知しなければならない。
2. 外国人弁護士のベトナムにおける弁護士営業許可書の有効期間は5年間であり、更新することができる。但し、各更新の有効期間は5年を超えることができない。
3. 外国人弁護士のベトナムにおける弁護士営業許可書は、ベトナムで働く外国人に対する労働許可書の交付に関するベトナムの法律に基づく労働許可書を代替する。
4. 外国人弁護士のベトナムにおける弁護士営業許可書の申請書類は、以下のものを含む。
 - a) ベトナムにおける弁護士営業許可申請書
 - b) ベトナムで業務を行うためにベトナムに派遣された外国弁護士営業組織の弁護士であることの証明、又は就職予定のベトナムにおける外国法律会社、支店・ベトナム弁護士営業組織による雇用の証明書
 - c) 弁護士免許の写し、職歴の要約書、犯罪歴証明書又はこれに代替する書面。
5. ベトナムにおける弁護士営業許可書の更新の申請書類は、少なくとも許可書に記載する有効期限の30日前までに司法省に送付する。申請書類は以下のものを含む。
 - a) 外国弁護士営業組織又はベトナム弁護士営業組織が、その弁護士の採用を継続することの確認が付されたベトナムにおける弁護士営業認可書の更新申請書
 - b) ベトナムにおける弁護士営業許可書の原本
 - c) ベトナムにおける外国人弁護士の業務の実施過程に関する司法局の意見

³⁶ 弁護士法改正法（法第20/2012/QH13号）第1条第35項に基づき、「弁護士免許の写し」は削除された。

³⁷ 本条に規定される「支店」は、ベトナムにおける外国法律会社に付属する下部組織としての「支店」をいい、第71条に規定される外国弁護士営業組織がベトナムに設立した下部組織としての「支店」とは異なるので注意されたい。

³⁸ 法第20号/2012/QH13により改正。

司法省は、十分かつ適切な書類を受領した日から 7 営業日以内に、外国人弁護士に対してベトナムにおける弁護士営業許可書の更新を決定する。拒否する場合は、理由を明記した文書で通知しなければならない。

第七章

弁護士業務の管理

第 83 条 弁護士及び弁護士業務に関する国家管理責任³⁹

1. 政府は、弁護士及び弁護士業務について統一的な国家管理を行う。
2. 司法省は、弁護士及び弁護士業務の国家管理機関であり、政府に対して責任を負う。司法省は以下の任務、権限を有する。
 - a) 弁護士業の開発戦略、特に貧困な省の弁護士会に対する支援政策及び他の弁護士業の開発支援政策を策定し、政府による承認のために提出する。
 - b) 弁護士に関する法律の施行細則及びガイドラインを作成し、権限を有する機関による発行のために提出する、又は自ら発行する。
 - c) 弁護士研修施設の設立の認可、弁護士養成のプログラム枠組みの作成、弁護士の業務・専門に関する義務研修制度の策定、財務省との協力に基づく弁護士研修費の設定、弁護士の養成及び教育の管理、組織を実施する。
 - d) 弁護士免許を交付、回収する。
 - d) 外国人弁護士に対するベトナムにおける弁護士営業許可書の交付、回収、更新を行う。
 - e) ベトナムにおける外国の弁護士営業組織の設立認可書を交付、回収する。
 - g) 弁護士営業組織及び弁護士業務について取りまとめ、政府に対して報告する。
 - h) 弁護士組織及び弁護士業務、ベトナムにおける外国人弁護士営業組織及び外国人弁護士の組織及び活動に関して、検査、監査、違反の処理、不服申し立て、告発の処理を行う。
 - i) 弁護士業の開発支援対策を実施する。
 - k) 弁護士に関する国際協力について国家管理を行う。
 - l) 本法律及び関係する他の法律の規定に基づいて、重大な法律違反を発見した時に、弁護士の修習結果の評価試験の開催を停止させ、試験結果を破棄する。
 - m) 本法律に違反するベトナム弁護士連合会の議決、決定、規則の執行を停止させ、改正を要請する。
 - n) 本法律の規定に基づく他の任務、権限。
3. 各省、省級の機関は自己の任務、権限の範囲内で、弁護士及び弁護士業務の国家管理を行うために、司法省と協力する責任を負う。
4. 弁護士及び弁護士業務の国家管理する省・中央直轄都市の人民委員会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 司法省大臣の合意を得た後に、弁護士会の設立を認可、弁護士会の解体を決定する。
 - b) 弁護士会総会の開催を承認する。
 - c) ベトナム弁護士営業組織、ベトナムにおける外国の弁護士営業組織の活動登録書を交付、回収する。
 - d) 弁護士会、ベトナム弁護士営業組織、外国弁護士営業組織、地方における外国人弁護士の組織及び活動の検査、監査、違反の処理、不服申し立て、告発の処理を行う。
 - d) 本法律に反する弁護士の議決、決定、規則の施行を停止

させ、改正を要請する。

- e) ベトナムにおける弁護士組織及び弁護士業務の実施状況、外国弁護士営業組織の組織と活動状況、地方における外国人弁護士について定期的に司法省に対して報告する。
- g) 地方における弁護士業の開発援助対策を実施する。
- h) 法律に基づく他の任務、権限。

司法局は、省・中央直轄都市の人民委員会が、地方における弁護士及び弁護士業務の実施について国家管理を行うことを支援する。

第 84 条 弁護士の社会・職業組織の自主管理責任

弁護士の社会・職業組織は、本法律及び自己の定款の規定に従って弁護士及び弁護士業務の自主管理を実施する。
弁護士の社会・職業組織は、弁護士及び弁護士業務の管理について、各国家管理機関と調整する。

第八章

違反の処理、紛争解決

第 1 節

弁護士規律処理、紛争解決

第 85 条 弁護士に対する規律処理

1. 弁護士が本法律、定款、ベトナム弁護士職務倫理規定及び弁護士の社会・職業組織の他の規定に違反する場合は、違反の性質・程度に従って、以下の各懲戒処分のひとつを受ける。
 - a) 譴責
 - b) 警告
 - c) 6ヶ月から24ヶ月の弁護士会会員資格の一時停止
 - d) 弁護士会の弁護士名簿からの除名
2. 弁護士の懲戒決定の審査業務は、弁護士会の賞罰委員会の提案に基づいて行われるものとし、弁護士会理事会の権限に属する。
3. 弁護士会は、弁護士が弁護士会の弁護士名簿からの除名の形式による懲戒処分を受ける場合、司法局に対して文書による通知を行うとともに、司法省に弁護士免許の回収を申請し、かつベトナム弁護士連合会に弁護士カードの回収を申請しなければならない。

第 86 条 弁護士懲戒処分決定に対する不服申し立て

1. 弁護士は、自己に対する弁護士会理事会の懲戒処分決定に対して不服申し立てをする権限を有する。ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、弁護士会理事会の懲戒処分決定に対する不服申し立て解決のための審査権を有する。
2. 弁護士は、本法律の第 85 条第 1 項 c 号及び d 号に規定される懲戒処分形式に対するベトナム弁護士連合会の常務委員会の不服申し立ての解決決定に同意できない場合、司法省大臣に不服申し立てを行う権利を有する。司法省大臣の不服申し立ての解決期限は不服申し立てを受領した日から 30 日間とする。

第 87 条 弁護士会理事会、ベトナム弁護士連合会の決定、行為に対する不服申し立て

1. 個人、組織は、弁護士会理事会の決定、行為に対して、その決定、行為が明らかに自己の合法的な権利、利益を侵害するものである根拠を有する場合、不服申し立てする権利を有する。
ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、弁護士会理事会の

³⁹ 法第 20 号/2012/QH13 により改正。

決定、行為に対する不服申し立てを解決する審査権を有する。

- 個人は、弁護士会が司法省に弁護士免許の発行を申請しない場合、弁護士会への入会を拒否する場合のベトナム弁護士連合会の常務委員会による不服申し立ての解決決定に同意できない場合、司法省大臣に不服申し立てをする権利を有する。司法省大臣による不服申し立ての解決期限は不服申し立てを受領した日から30日間とする。
- 個人、組織はベトナム弁護士連合会の各機関の決定、行為に対してその決定、行為が明らかに自己の合法的な権利、利益を侵害するという根拠を有する場合、不服申し立てをする権利を有する。
ベトナム弁護士連合会の常務委員会は、ベトナム弁護士連合会の各機関の決定、行為に対する不服申し立ての解決の審査権を有する。

第88条 紛争解決

弁護士会理事会は、顧客と弁護士又は弁護士営業組織との間で弁護士業務活動に関連する紛争が発生した場合、その紛争を調停する責任を負う。

第2節

弁護士、弁護士営業組織に関する違反の処理

第89条 弁護士による違反の処理⁴⁰

- ベトナム人弁護士は、本法律に違反する時には、懲戒処分を受ける他に、違反の性質・程度によって行政処分を受け、又は刑事責任を追及される。損害が発生する場合は、法律に従って損害を賠償する。
- 外国人弁護士は、本法律に違反する時には、違反の性質・程度によって行政処分を受け、又は刑事責任を追及される。損害が発生する場合は、法律に従って損害を賠償する。
外国人弁護士がベトナム弁護士職務倫理規定に違反する場合は、司法省は職務を行うためにその弁護士をベトナムに派遣した外国弁護士営業組織又はその弁護士を採用したベトナム弁護士営業組織に対して通知し、違反の性質・程度によって、ベトナムにおける弁護士営業許可書の回収する、又は更新しないことができる。

第90条 ベトナムの弁護士営業組織、外国弁護士営業組織の支店、ベトナムにおける外国法律会社による違反の処理

ベトナムの弁護士営業組織、外国弁護士営業組織の支店、ベトナムにおける外国法律会社は、本法律の規定に違反する場合、違反の性質・程度によって、行政処分に関する法律の規定に従った行政処分を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従って賠償しなければならない。

第91条 弁護士、弁護士営業組織の合法的な権利、利益を侵害する各行為に対する違反の処理

職務、権限を有する者が弁護士、弁護士営業組織の合法的な権利、利益を侵害する場合、又は弁護士、弁護士営業組織の権利、義務の実行を妨害する場合は、違反の性質・程度に従って、懲戒処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従った賠償をしなければならない。

第92条 非合法的な弁護士・弁護士営業組織に対する違反の処理

- 弁護士業務を行う条件が十分でない個人がいかなる形態であろうと弁護士業務を行った場合は、違反行為を強制的に

停止させられ、罰金処分を受け、行政処分に関する法律の規定に従った行政処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従った賠償をしなければならない。

2. 弁護士業務を行う条件が十分でない組織がいかなる形態であろうと弁護士業務を行った場合は、違反行為を強制的に停止させられる。かかる組織は、行政処分に関する法律の規定に従った処分を受ける。損害が発生させた場合は、法律の規定に従った賠償をしなければならない。

第92a条 移行条項⁴¹

1. 弁護士は、設立又は設立に参加した弁護士営業組織又はその支店が所在する弁護士会、又は労働契約を締結した弁護士営業組織又は機関・組織が所在する弁護士会と異なる弁護士会の構成員である場合、本法律が発効してから1年以内に、本法律の第20条に従って弁護士会の移動、入会をしなければならない。本項に従って弁護士会を移動した弁護士は、弁護士会入会費を免除される。
各弁護士会は、本法律に従って弁護士が弁護士会を移動するために、良好な条件を整える責任を負う。
2. 弁護士法65号/2006/QH11に従って個人資格で業務を行う弁護士は、本法律が発効してから2年以内に、弁護士営業組織の設立、設立の参加によって業務を行う形態、弁護士営業組織との労働契約に基づいて業務を行う形態、又は機関・組織との労働契約に基づいて業務を行う形態のいずれかに変更し、本法律に従って営業登録を行わなければならない。本項に従って活動を登録する弁護士は、活動登録費を免除される。
3. 支店・外国弁護士会社設立を許可された外国弁護士営業組織、外国法律会社は、本法律が発効してから2年以内に本法律の第68条に定める条件を充足しなければならない。これらの条件を満たさない場合、活動を停止しなければならない。

第IX章

施行条項

第93条 施行・効力

本法律は、2007年1月1日より施行する。

本法律の効力を有する日から2001年弁護士法は効力を失う。

第94条 施行指導

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、本法の条項の委任に従い、それぞれの機能と責務の範囲で具体的な規則及びガイドラインを作成するものとする。

本法律は、2006年6月29日、第9回XI号ベトナム社会主義共和国国会において可決された。

国会主席

(署名)

グエン・フー・チョン

⁴⁰ 法第20号/2012/QH13により改正。

⁴¹ 法第20号/2012/QH13により改正。

* * * * *

2012年弁護士法改正法(法第20号/2012/QH13)

第2条

1. 本法律は、2013年7月1日より施行する。
2. 政府、最高人民裁判所及び最高検察院は、本法の条項の委任に従い、それぞれの機能と責務の範囲で具体的な規則及びガイドラインを作成するものとする。

本法律は、2012年11月20日、第4回XIII号ベトナム社会主義共和国国会において可決された。

国会主席
(署名)

グエン・シン・フン